

抗議書

東京都交通局電車部管理課長
加納 卓夫 殿

2012年4月7日
女性専用車両に反対する会
代表 福山 博

拝啓 皆様方におかれましてはますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、先日開催された土屋敬之都議の集会に出席した当会会員から、信じられない事実が判明したとの報告がありました。

2011年11月22日に受理された受理番号「23第98号」の「都営地下鉄における車内防犯カメラ設置車両の導入に関する陳情」に対し、御局電車部が作成した「車内防犯カメラに関する陳情について」という文書をもって関係各派を回り、不採択にするよう根回しをしていたというではありませんか？

当該文書の内容を下記に記します。

-
1. 女性専用車両反対の活動をしている方からの陳情で、主旨に酌むべきものがあつたとしても不採択でお願いしたいと考えている。(別添陳情一覧)
 2. 痴漢の発生が極めて多かったことから、警察からの要請で、JR 埼京線と京王線で 一部の車両にカメラが導入されたが、警察も鉄道事業者も、今後、カメラの拡大を考えていない。
 3. カメラによる犯罪抑止効果が明らかでなく、プライバシーの問題、コスト、メンテナンスの課題もあるので、都営地下鉄をはじめ、他の事業者でも考えていない。
 4. 車内防犯対策については、鉄道事業者として、ポスター、放送などで対応していく。鉄道の車内への防犯カメラの設置は、全車両となると膨大なコストになり、鉄道事業者の対応の域を大きく超えている。京王線、埼京線も車両の一部の痴漢の発生が多発した数箇所(一両のドア8箇所の中の4箇所)だけを監視するもので、抑止を目的としたものではない。
-

この中で、「女性専用車両反対の活動をしている方からの陳情」であることを理由に不採択にするというのは、日本国憲法第16条で保障されている請願権を踏みにじり、請願者の人権を侵害する不適切極まりない行為です。

まともに議論すらせず、問答無用で不採択にするということは、女性専用車両に反対する者は破防法対象団体以下の扱いですか？

次に防犯カメラの件ですが、2010年4月5日付の共同通信の報道によると、JR 埼京線の電車2編成の一部車内に試験的に防犯カメラを導入したところ痴漢が半数以下に減り、警視庁は「確実に効果が出ている」というコメントを出しています。(2010年1月と2月で痴漢件数が15件、前年同時期は38件)

さらに、警察庁に設置された「電車内の痴漢防止に係る研究会」は、2011年3月に「電車内の痴漢撲滅に向けた取組みに関する報告書について」の中で電車内の防犯カメラ設置について検討がなされる必要があるとまとめており、防犯カメラの有効性を示唆しています。

このように痴漢が激減したという数値がはっきり出ており、警察庁や警視庁もその効果を認めているにもかかわらず御局はそれを否定し、「カメラによる犯罪抑止効果が明らかでなく」や「カメラの拡大を考えていない」と事実と異なる記述を書いているのですが、これは一体どういうことですか？事実を曲げてウソを伝えたとしか考えられません。

また、2～4に記述されている他の鉄道事業者の真の意向を、なぜ御局が知っているのですか？もし「他の事業者でも考えていない」であったとすれば、御局も「右にならえ」というのは正当な理由と言えるのでしょうか？

今や防犯カメラは駅構内や建物内だけでなく、街中やエレベーターの中など、至る所に導入されています。防犯カメラが本当に「プライバシーの問題」とするのであれば、あらゆる所に氾濫している防犯カメラの是非について議論になっているはずですが。

しかし、そのような話は今まで聞いたことがありません。それは防犯カメラが痴漢だけでなく、スリ・暴行などの犯罪防止に役立っているため、多少のプライバシーについては目をつぶってでも導入を進めているからではないでしょうか？それなのになぜ、電車の中だけ「プライバシーの問題」であるとして防犯カメラ導入を否定するのですか？御局が本当に痴漢犯罪を減らす気があるのなら、コストをかけてでも、多少のプライバシーについては目をつぶってでも導入を進めるべきではないのでしょうか？

東京都では議員に提出する書類は課長が起案し、部長が決裁する、場合によっては局長も決裁してから提出されるものであると聞いています。

したがって、御局電車部が発行した「車内防犯カメラに関する陳情について」という文書は、れっきとした公式文書です。

その公式文書で、陳情者の人権を侵害してまで不採択を根回ししたり、事実と異なることを書いて何も知らない議員を騙すということは、断じて許されるものではありません。

女性専用車両に反対する者をあたかも変人扱いして問答無用で不採択にし、しかも、ウソをついてまで電車内への防犯カメラ設置を否定する御局に対し、厳重に抗議します。また、根回しした全ての会派に撤回を申し入れ、審議を行うよう強く申し入れます。

つきましては、別途添付の質問書に対して、御局より具体性のある納得いく回答をお願いします。4月27日必着で、別添の返事用封筒に入れて返信願います。

敬具

質 問 書

2012年4月7日

東京都交通局電車部管理課長
加納 卓夫 殿

女性専用車両に反対する会
代表 福山 博

2011年11月22日に受理された受理番号「23第98号」の「都営地下鉄における車内防犯カメラ設置車両の導入に関する陳情」を受けて御局電車部が発行した「車内防犯カメラに関する陳情について」の文書に対し、以下の質問をしますので、いずれも具体的な回答をお願いします。

1. 請願者が「女性専用車両反対の活動をしている方」であるという理由で、なぜ議論もせず不採択にしようとしたのですか？
2. JR 埼京線の車内に防犯カメラを導入したところ痴漢が半数以下に減ったという事実があるにもかかわらず、なぜ御局は「カメラによる犯罪抑止効果が明らかでなく」と断定したのですか？
3. 警察庁や警視庁が防犯カメラの効果を認めているにもかかわらず、なぜ御局は警察が「カメラの拡大を考えていない」と断定したのですか？
4. 今や防犯カメラはあらゆる場所に導入され、エレベーターの中など密閉された場所にまであるにもかかわらず、なぜ防犯カメラの是非を議論せずに、電車の中だけ「プライバシーの問題」であるとして防犯カメラ導入を否定するのですか？
5. 実際に痴漢犯罪防止効果が出ている電車内への防犯カメラ導入を否定するということは、御局には防犯カメラ以上に痴漢犯罪防止効果が得られる手段があるのですか？その手段をご教示願います。既に導入されているものであれば、その効果を示す信憑性のあるデータを提示願います。

※2012年4月27日必着で、別添の返事用封筒に入れて返信願います。

返送先:〒135-0061 東京都江東区豊洲1-3-1 ML20030622
女性専用車両に反対する会 福山 博

連絡先:090-9251-6865 広報担当 山尾崇人
番号通知の上、つながらない際は留守番メッセージを入れて下さい。